

せめて休憩時間くらいは事務所から外出して自由に使いたいと思っているのですが
...

私の職場は弁護士1人、事務員1人の小さな法律事務所です。

そのため、昼休みでも外出することができず（昼食を買いに行くのは許可されていますが、その場合でもできるだけ早く事務所に戻らなければなりません）、電話番号をしながらお弁当を机で食べています。事務員が1人なので交替で昼食休憩をとるわけにもいきません。

私はせめて休憩時間くらいは事務所から外出して自由に使いたいと思っているのですが、小規模な法律事務所なので我慢しなければならないのでしょうか？

この場合は、・・・「休憩時間はあなたの自由に使うべきです。」

休憩時間は、一日の労働時間が6時間を超え8時間以内のときは45分以上、8時間を超えるとときには1時間以上の休憩を、労働時間の途中に与えなければならないとされています（労基法34条1項）。

そして、休憩は使用者の指揮命令から離れることを本質とし、休憩時間は自由に利用させなければなりませんから(同条3項)、休憩のための外出ができず、加えて電話番号をしながら昼食をとるというのは「手待ち時間」、すなわち労働時間とみなされて休憩を与えたことにはならず、明白な労基法違反です。

この他にも、ご質問がある方は、ぜひ、組合に相談してくださいね。

問い合わせ先 全労連・全国一般大阪府本部 大阪法律関連労働組合
大阪市北区西天満4-2-7 昭栄ビル北館21号
Tel&Fax:06-6362-5775
HPアドレス: <http://osk-houroy.or.tv/> E-mail: osk-houroy@or.tv